

東北町

第二期子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月

青森県 東北町

目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	4
5 制度改正等のポイント	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 人口と子ども人口の状況	11
(1) 子ども人口等の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
2 子育て世帯の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
(1) 就業率の推移	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度利用の状況	22
4 子育て支援事業の利用状況	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	25
5 施策の進捗評価	27
6 本町における子育て支援に関わる課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33

2 計画の基本目標	33
3 施策の体系図	34
第4章 施策の展開	41
基本方針1 地域における子育て支援サービスの充実	42
推進施策1 地域における子育て支援サービス	42
推進施策2 保育サービス	43
推進施策3 地域における子育ての支援	44
推進施策4 児童の健全育成	45
基本方針2 母親と乳幼児の健康確保・増進	48
推進施策1 子どもや母親の健康の確保	48
推進施策2 食育	49
推進施策3 思春期保健対策	50
推進施策4 小児医療の充実	51
基本方針3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	53
推進施策1 次代の親の育成	53
推進施策2 学校の教育環境等の整備	54
推進施策3 家庭や地域の教育力	56
推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策	57
基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備	59
推進施策1 良質な住宅の確保	59
推進施策2 安全な道路交通環境の整備	59
推進施策3 安心して外出できる環境の整備	60
推進施策4 安心・安全なまちづくり	61
基本方針5 職業生活と家庭生活との両立支援	63
推進施策1 多様な働き方の実現と働き方の見直し	63
推進施策2 仕事と子育ての両立の推進	64
基本方針6 子ども等の安全の確保	65
推進施策1 交通安全の確保	65
推進施策2 犯罪等の被害から子どもを守るための活動	66
基本方針7 要保護児童への対応	68
推進施策1 児童虐待防止対策	68
推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	69
推進施策3 障がい児施策	71
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	75
1 教育・保育事業等の提供区域	75

2	教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	76
(1)	推計の手順.....	76
(2)	子ども人口の推計	77
(3)	家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	78
(4)	教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み	79
(5)	地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み.....	81
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況.....	83
(1)	施設型事業.....	83
(2)	地域型保育事業.....	87
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況.....	91
(1)	相談支援事業.....	91
(2)	訪問系事業.....	93
(3)	通所系事業.....	95
(4)	その他事業.....	99
5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	102
(1)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	102
第6章 計画の推進・評価体制		107
1	計画の推進体制	107
2	計画の公表及び周知	107
3	計画の評価と進行管理.....	107
資 料 編		111
1	幼児教育・保育の無償化について	111
(1)	幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	111
(2)	幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	111
(3)	無償化の対象者・対象範囲等.....	112
2	東北町 子ども・子育て会議条例	114
(1)	設置要綱.....	114
3	用語解説.....	115

◆年号記載方法について

本年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第 1 章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化の進行に伴い、従来の「年金・医療・介護」に加え、新たに「少子化対策」が社会保障の一分野と位置付けられ、「社会保障・税一体改革大綱」により、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

さらに、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、2015（平成27）年度には「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、東北町（以下「本町」という。）における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保策等を盛り込んだ「東北町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次なる5か年計画では、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第一期計画事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、本町に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、県、町、地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

これを踏まえて、本町では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「東北町第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。





2 計画の位置づけ

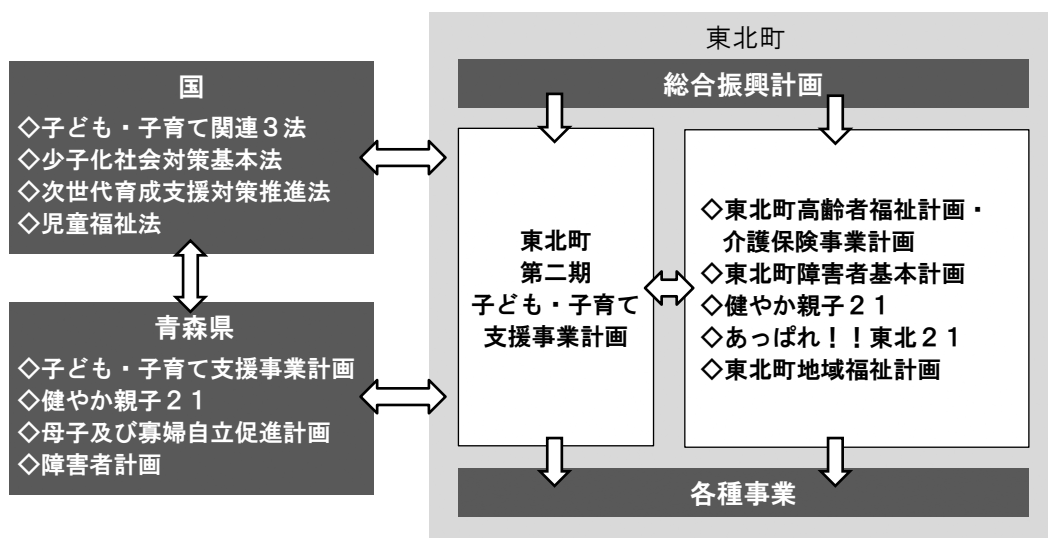
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで町が取り組んできた「次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、関連する「東北町総合振興計画」「東北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「東北町障害者基本計画」「健やか親子21」「あっぱれ！！東北21」「東北町地域福祉計画」と整合性を図りました。

■ 他計画との連携



4 計画期間

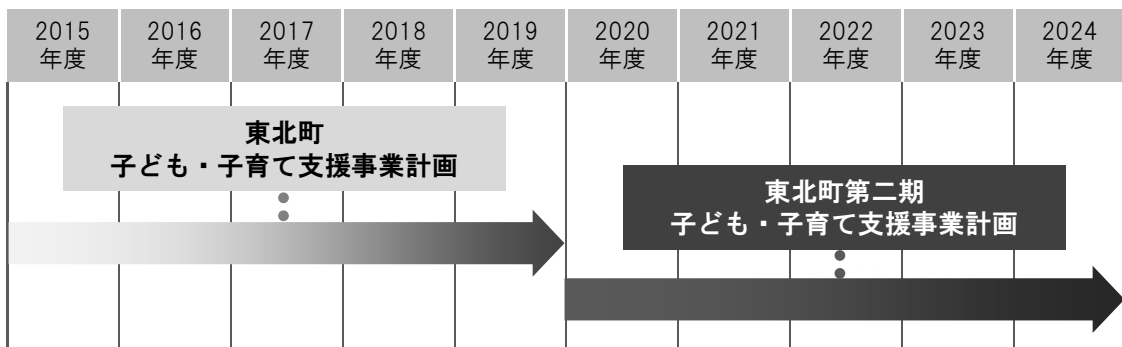
本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

なお、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を対比して、必要がある（乖離がある）場合やその他国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「東北町子ども・子育て会議」等を通し、必要に応じて見直すものとします。





■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。





（２）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の４点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、「東北町 子ども・子育て会議」を設置し地域の関係者や一般公募から選ばれた町民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求め、必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の子育て支援等に関わるニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、住民意見の反映に努めるとともに、庁内関係各課においても協議検討を行い、東北町を事業主体として策定しました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題

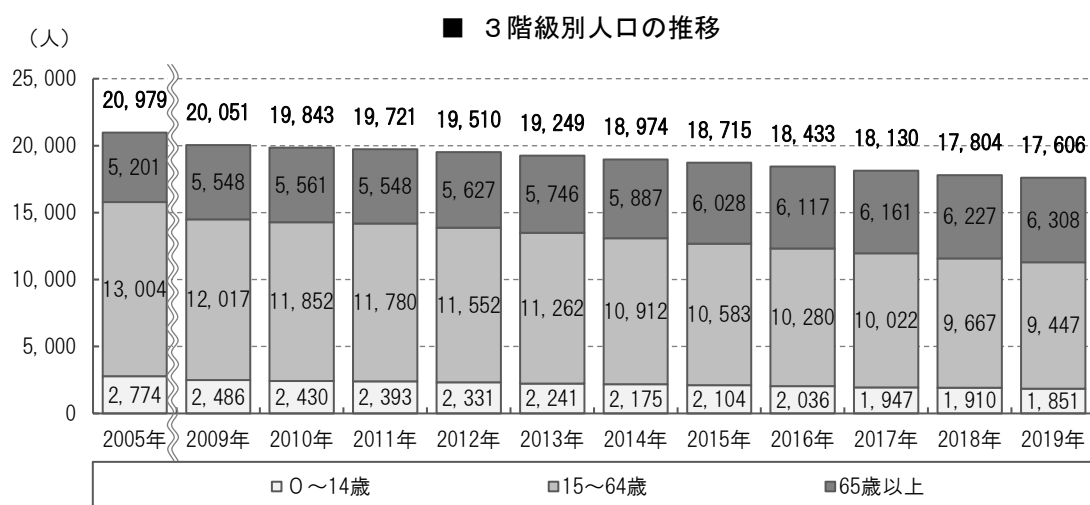


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

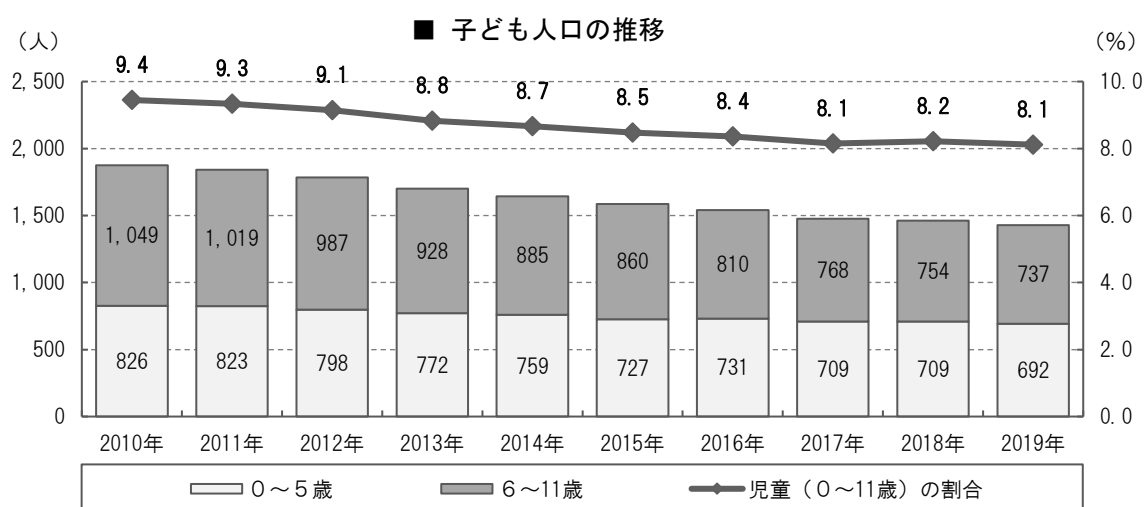
1 人口と子ども人口の状況

(1) 子ども人口等の推移

本町の人口は2009(平成21)年以降減少し続けています。3階級別人口をみると、2011(平成23)年以降、65歳以上(老年人口)は増加し、15～64歳(生産年齢人口)、0～14歳(年少人口)はともに減少しています。

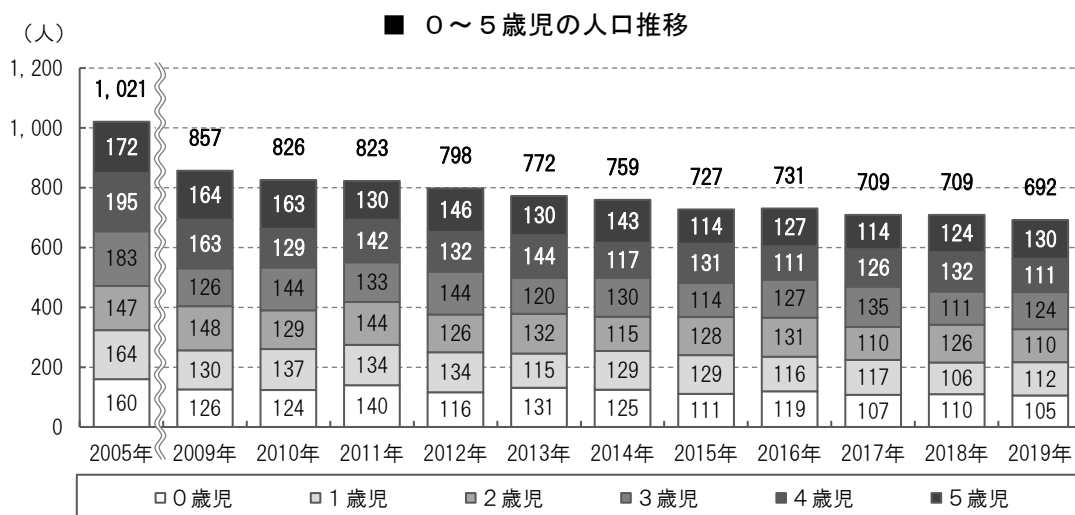


総人口に対する児童（0～11歳）の割合は、2010（平成22）年の9.4%から減少傾向にあり、2019（平成31）年には8.1%となり、1.3^{ポイント}低くなっています。



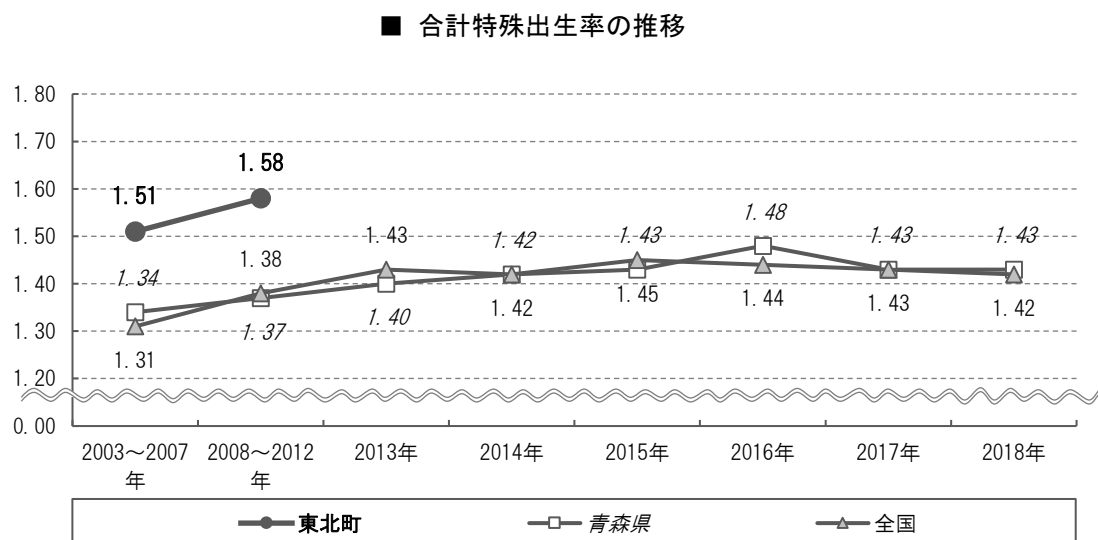


就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2005（平成17）年から2019（平成31）年にかけて、いずれの年齢も増減を繰り返しながら減少傾向にあり、全体では329人（32.2%）減少しています。



（2）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・県ともに2013（平成25）年以降は1.4台で推移し、横ばいの状態です。



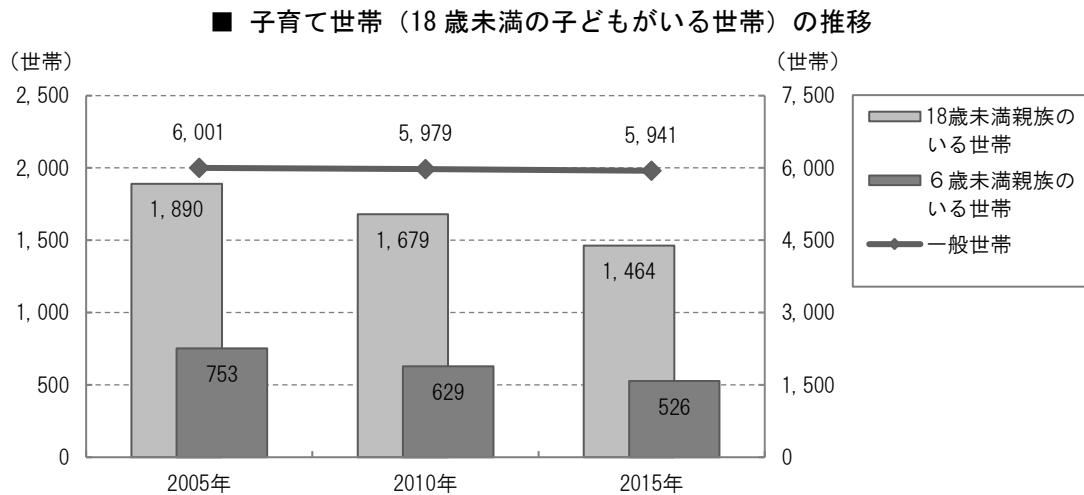
※2013（平成25）年以降については町の数値は公表されていません
 資料：2003～2012年＝厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計
 2013～2018年の県・全国＝青森県人口動態統計



2 子育て世帯の状況

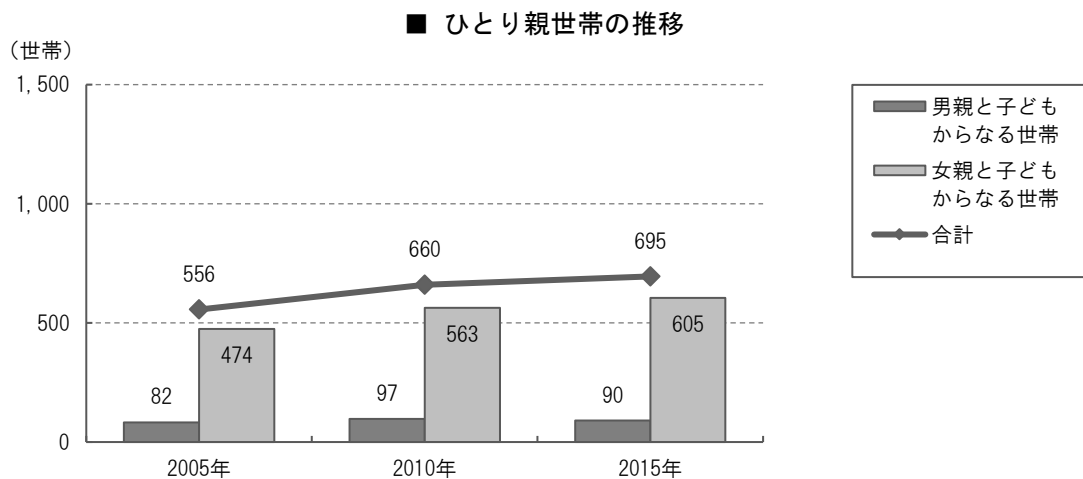
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯いずれも減少しています。



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、男親から成る世帯は増加傾向にあったものの、2015（平成27）年に減少に転じ、女親と子どもから成る世帯は増加し続けています。



資料：国勢調査

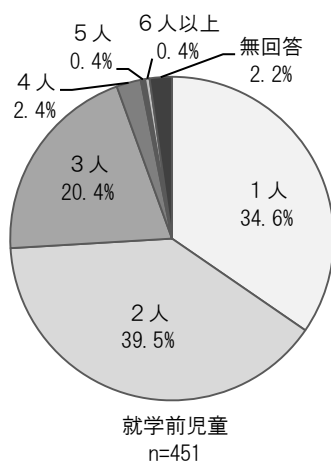
（２）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

就学前児童がいる世帯の子どもの人数をみると、「２人」（38.4％）が最も高く、次いで「１人」（22.7％）、「３人」（18.8％）となっています。前回調査（H25）と比較すると、「１人」は11.9^{ポイント}低くなっていますが、２人以上の子育て世帯は63％前後で同程度となっています。

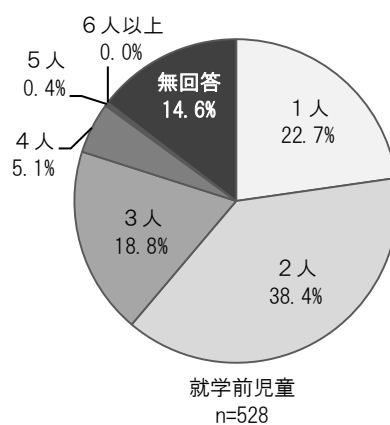
小学生がいる世帯では、「２人」（42.3％）が最も高く、次いで「３人」（28.7％）、「１人」（16.5％）となっています。前回調査（H25）と比較すると、２人以上の子育て世帯は1.1^{ポイント}低くなっています。

■ 子育て世帯の子ども人数

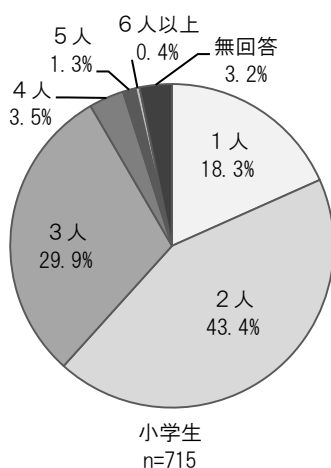
《H25 調査（就学前児童）》



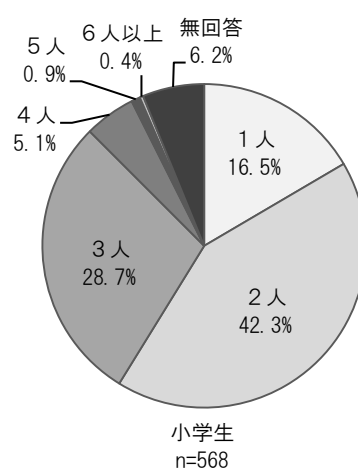
《H30 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》

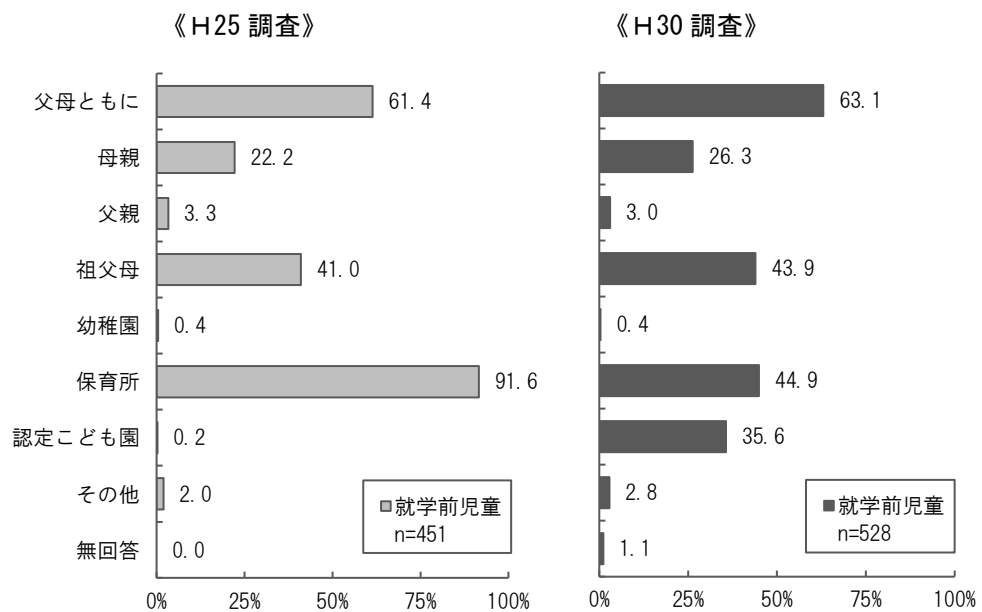


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

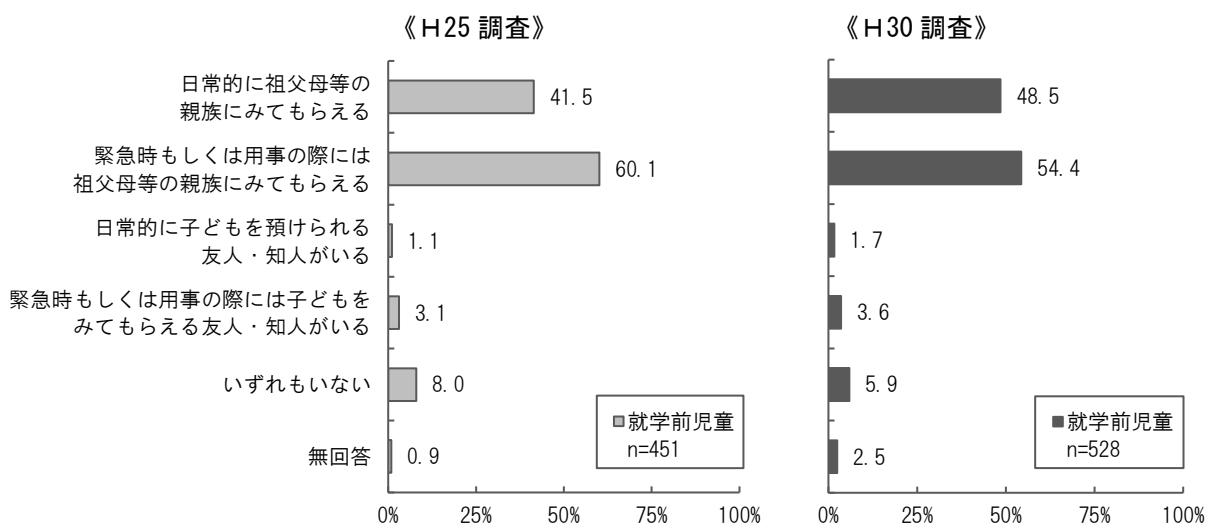
就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（63.1%）が最も高く、次いで「保育所」（44.9%）、「祖父母」（43.9%）となっています。前回調査（H25）と比較すると、「保育所」は91.6%から44.9%と46.7^{ポイント}低くなり、「認定こども園」は0.2%から35.6%と35.4^{ポイント}高くなっています。

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は5.9%で、前回調査（H25）と比較すると2.1^{ポイント}低くなっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方



■ 主な親族等協力者の状況

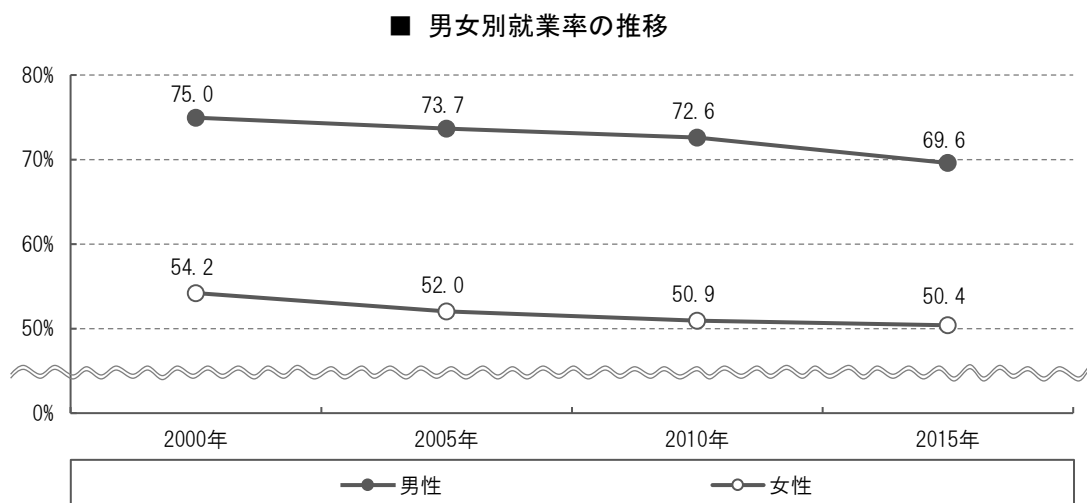


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

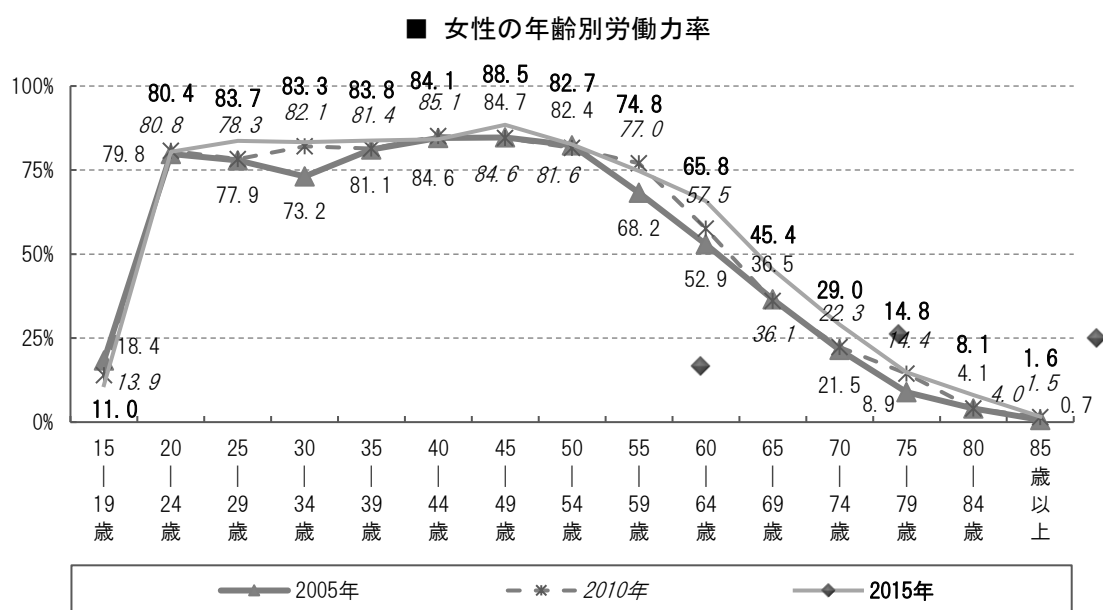
(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて男女ともに低下しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは2005年（平成17）年度には見られましたが、2010（平成22）年度以降は通常低くなる30～44歳でも80%以上と高くなっています。

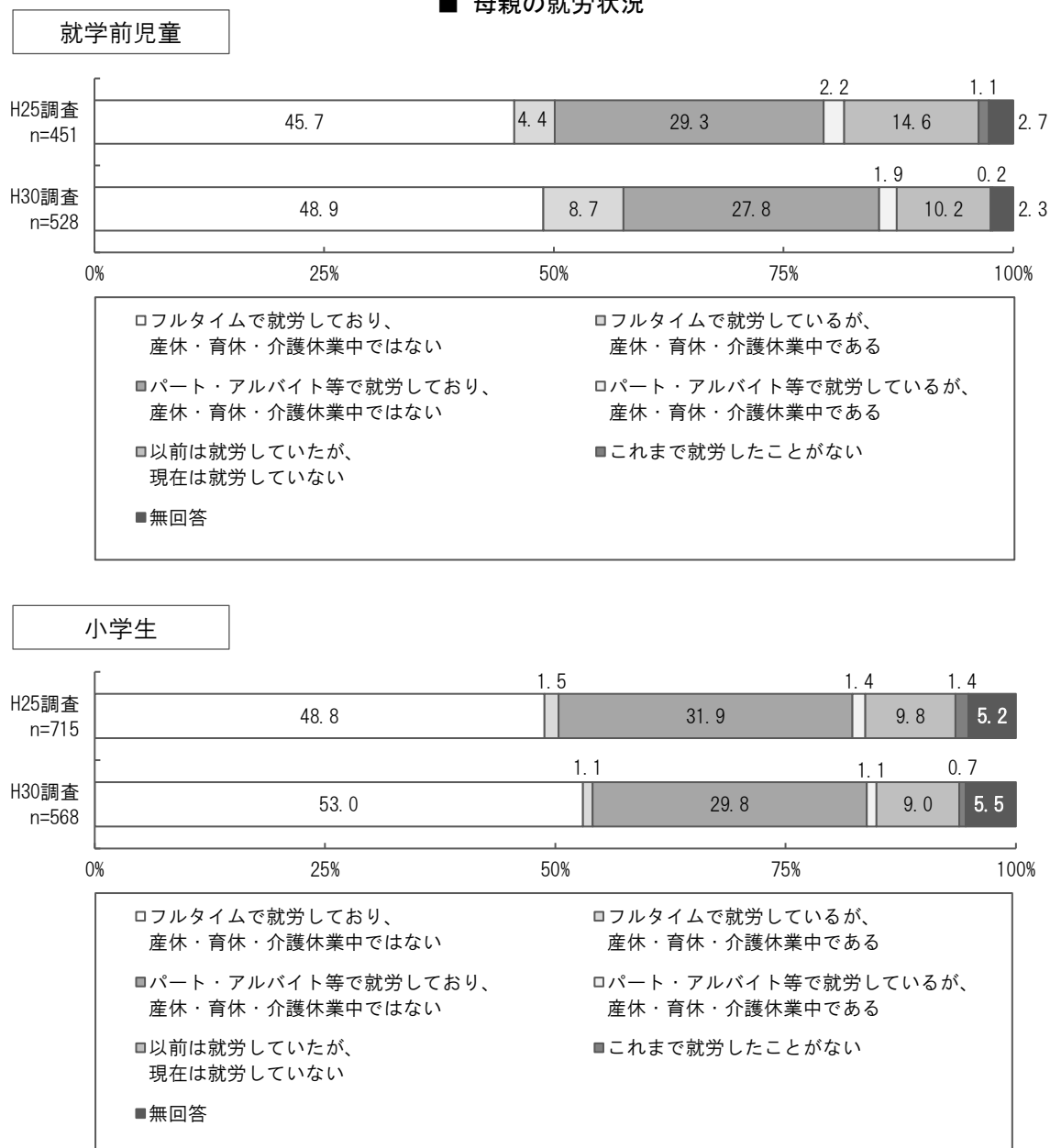


資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している母親は、就学前児童で87.3%、小学生で85.0%となっています。前回調査（H25）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では5.7^{ポイント}、小学生では1.4^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合は就学前児童で4.0^{ポイント}高く、小学生ではわずかに低くなっています。

■ 母親の就労状況



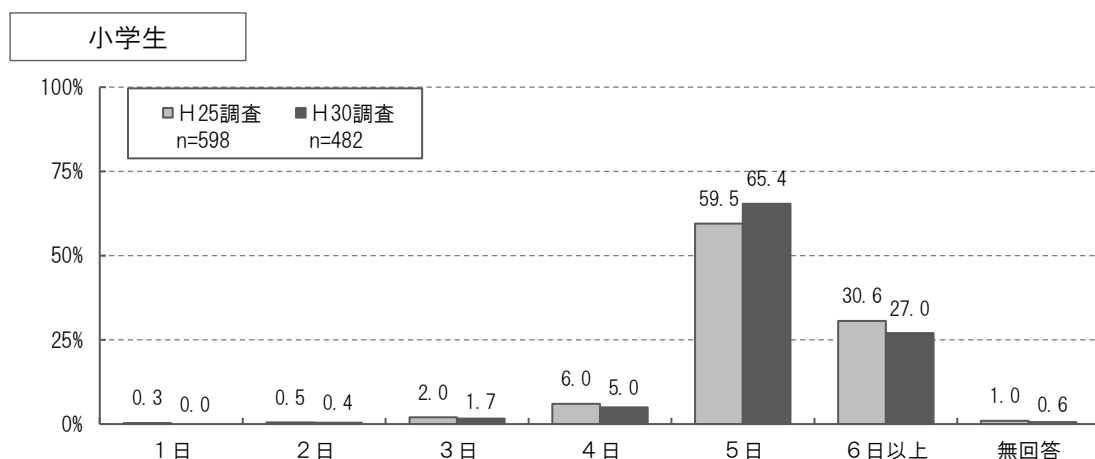
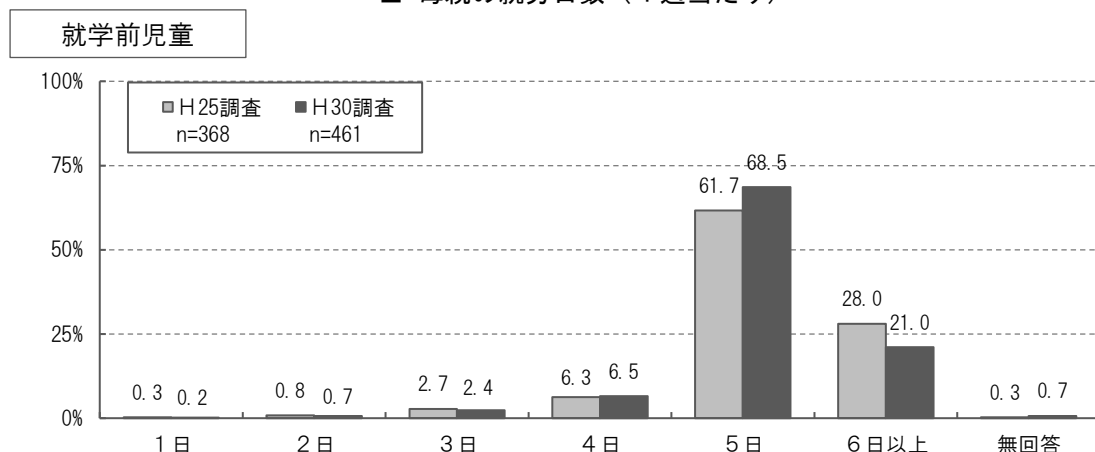
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の就労日数（1週当たり）をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（68.5%・65.4%）が最も高く、次いで「6日以上」（21.0%・27.0%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「5日」では就学前児童が6.8^{ポイント}、小学生が5.9^{ポイント}高くなっている一方、「6日」では就学前児童が7.0^{ポイント}、小学生が3.6^{ポイント}低くなっています。

■ 母親の就労日数（1週当たり）



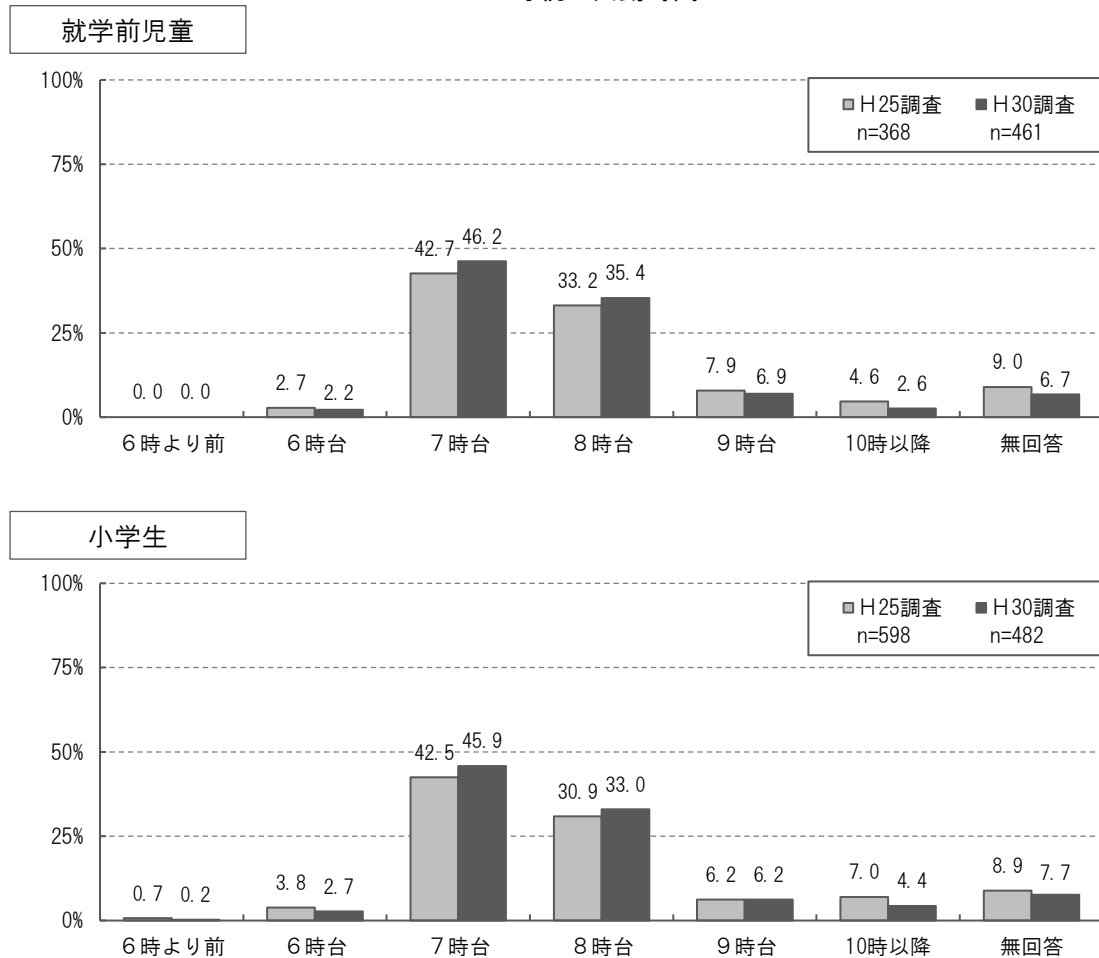
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（46.2%・45.9%）が最も高く、次いで「8時台」（35.4%・33.0%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「7時台」では就学前児童が3.5^{ポイント}、小学生が3.4^{ポイント}、「8時台」では就学前児童が2.2^{ポイント}、小学生が2.1^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の出勤時間



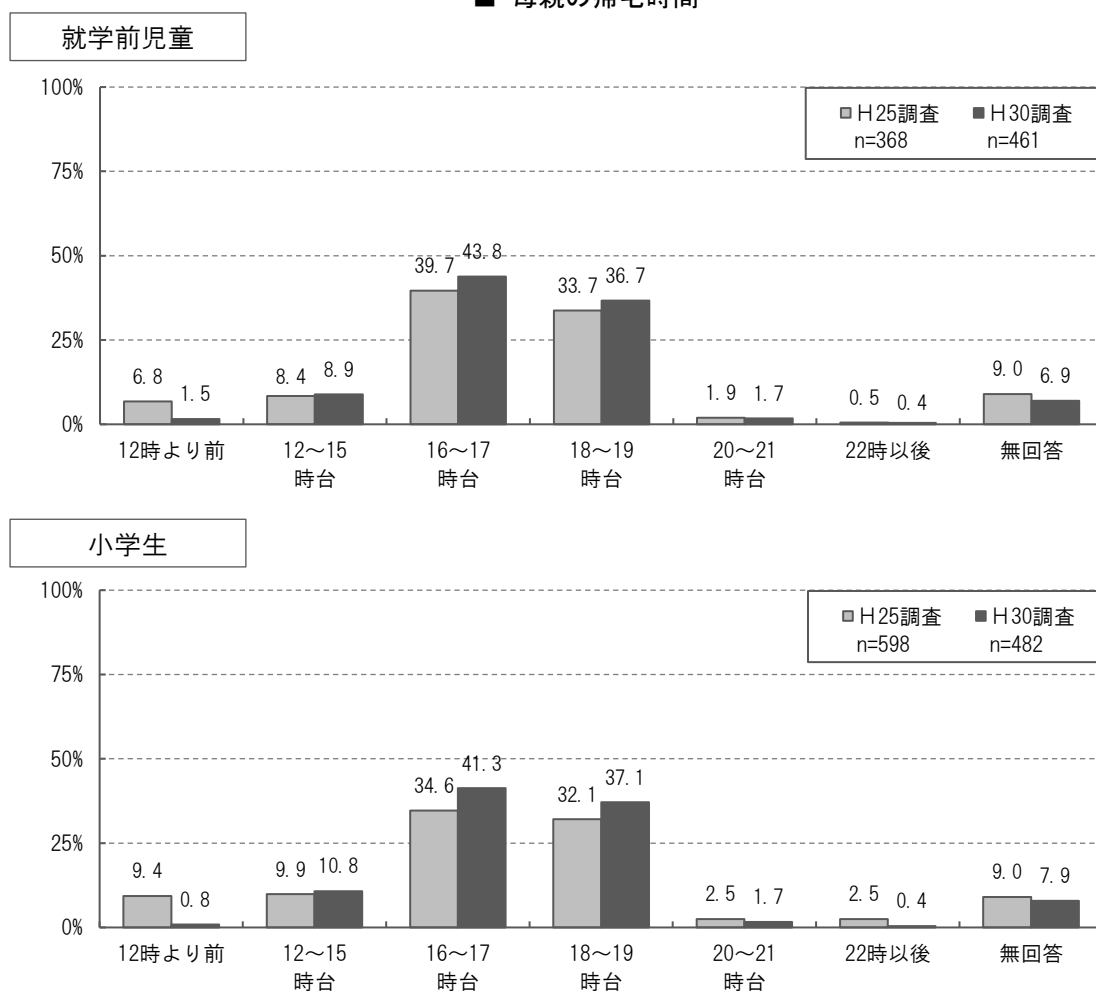
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（43.8%・41.3%）が最も高く、次いで「18～19時台」（36.7%・37.1%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「16～17時台」では就学前児童が4.1^{ポイント}、小学生が6.7^{ポイント}高く、「18～19時台」では就学前児童が3.0^{ポイント}、小学生が5.0^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

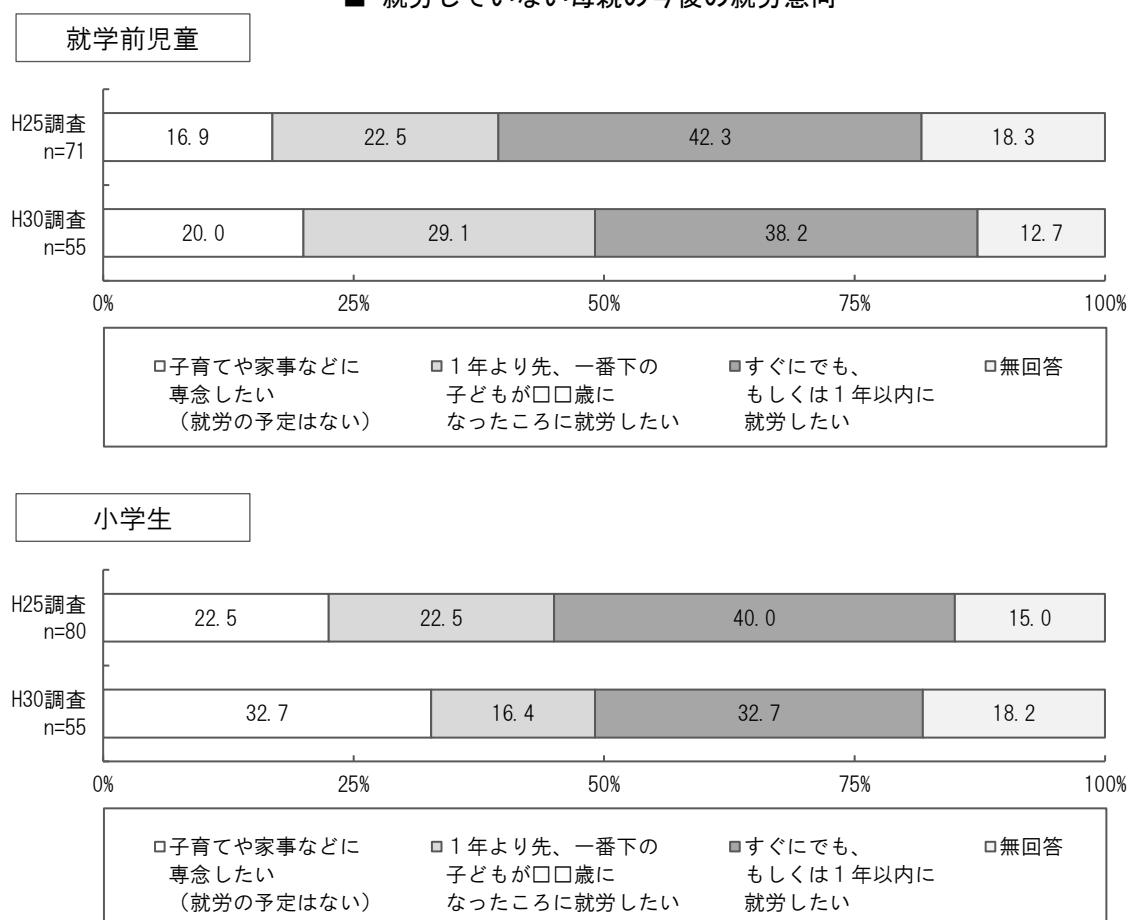




「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」「1年より先、一番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい」と回答した就労希望のある母親は、就学前児童で67.3%、小学生で49.1%となっています。前回調査（H25）と比較すると、就学前児童は2.5^{ポイント}高く、小学生は13.4^{ポイント}低くなっています。

また、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と回答した就労希望のない母親は、就学前児童で20.0%、小学生で32.7%となっています。前回調査（H25）と比較すると、就学前児童は3.1^{ポイント}、小学生は10.2^{ポイント}高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

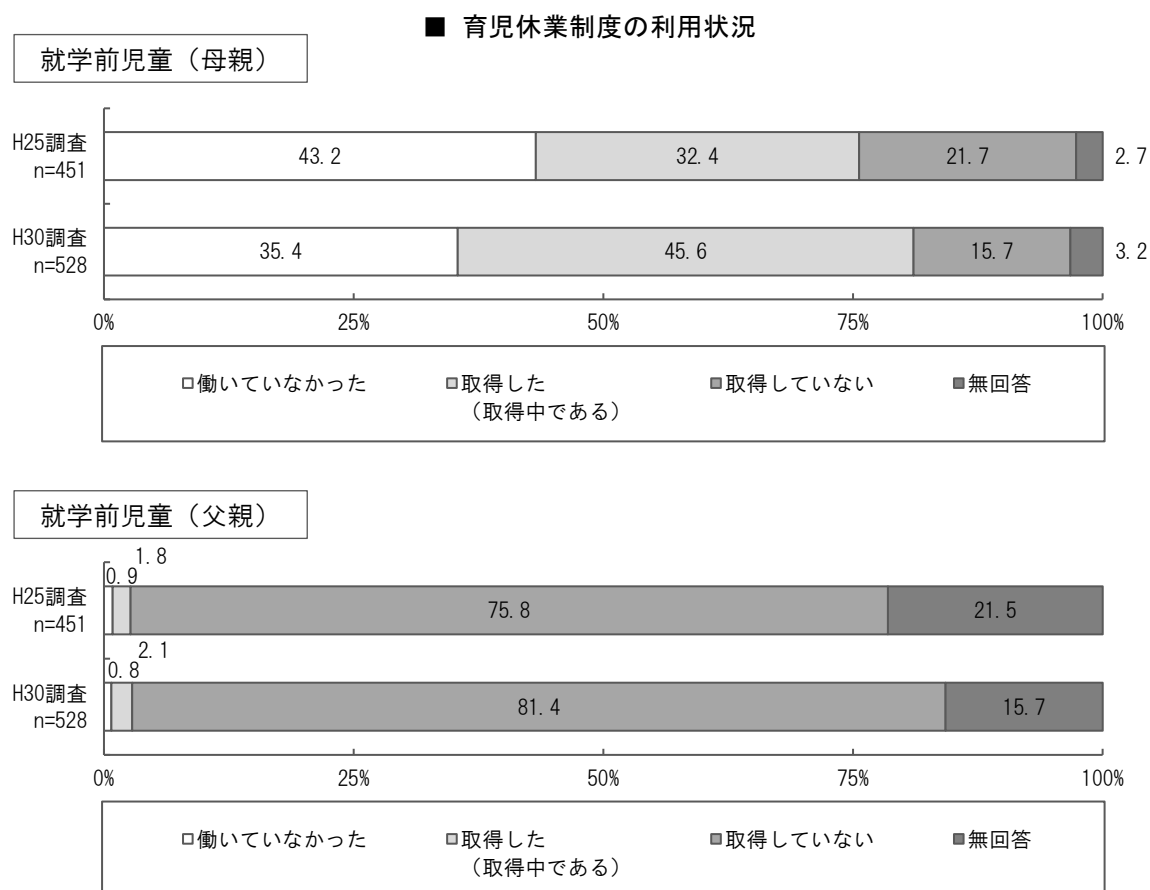




（３）育児休業制度の利用状況

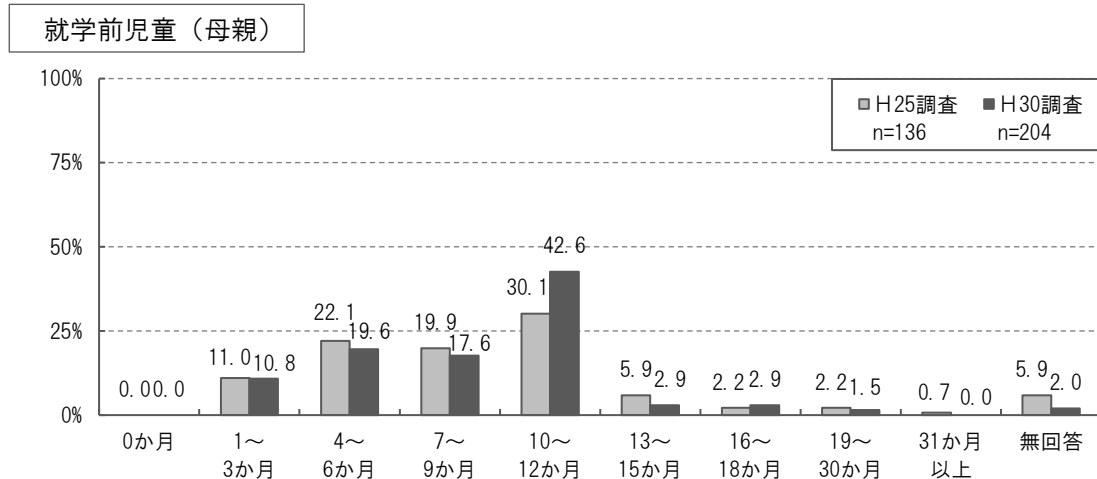
育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は45.6%で、前回調査（H25）と比較すると、13.2^{ポイント}高くなっています。また、「取得していない」母親は15.7%で、前回調査（H25）より6.0^{ポイント}低くなっています。

また、育児休業制度を「取得した（取得中である）」父親は2.1%と極めて低く、前回調査（H25）より0.3^{ポイント}の微増にとどまる一方、「取得していない」（81.4%）父親は8割を超え、前回調査（H25）より5.6^{ポイント}高い状況です。



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢は、生後「10～12か月」（42.6%）が最も高く、前回調査（H25）より12.5^{ポイント}高くなっています。

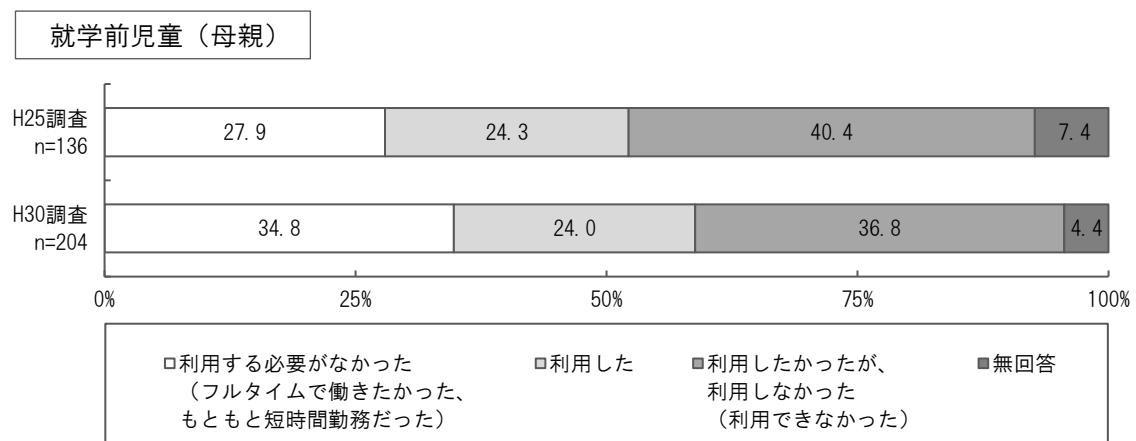
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

短時間勤務制度を「利用した」母親は24.0%で、前回調査（H25）と同程度となっています。「利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」母親は36.8%で、前回調査より3.6^{ポイント}低くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

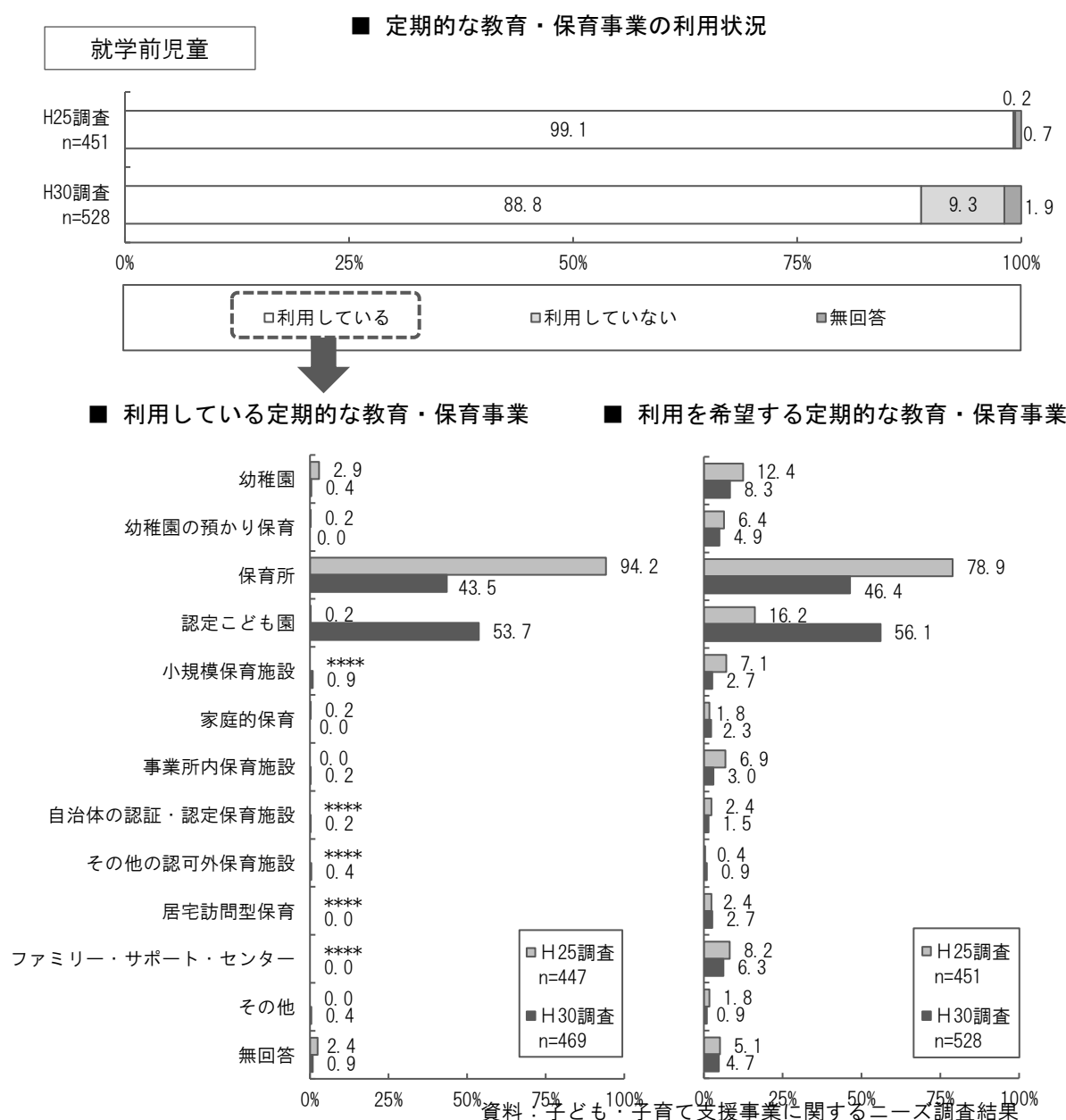
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、約8割が「利用している」(88.8%)と回答し、前回調査(H25)より10.3^{ポイント}低くなっています。

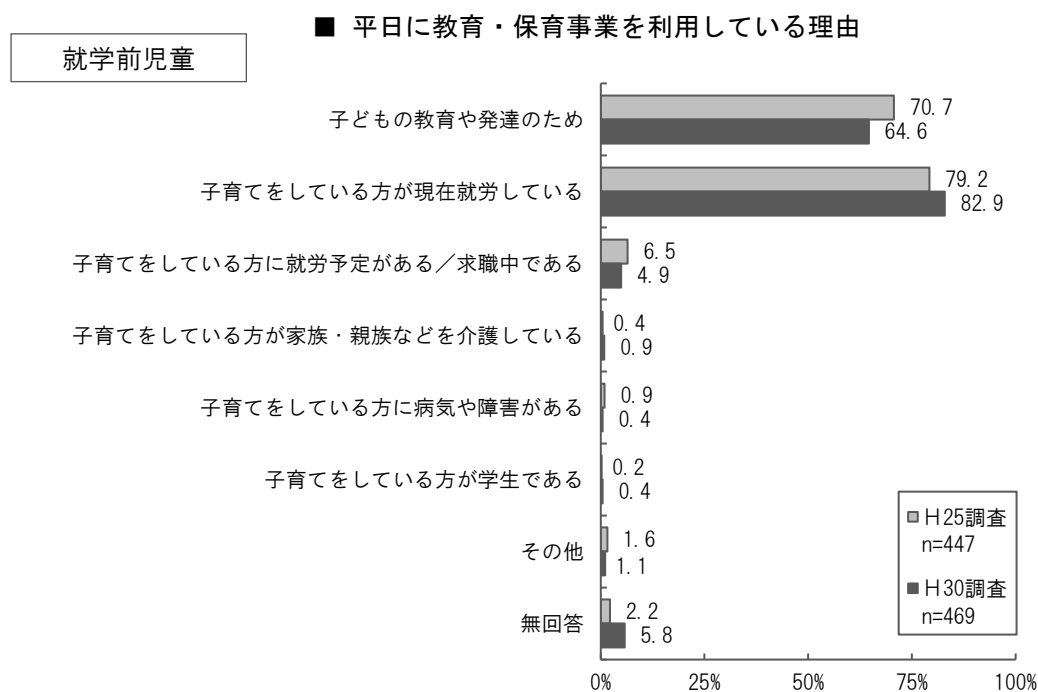
利用している事業は、「認定こども園」(53.7%)が半数を超え、次いで「保育所」(43.5%)となっています。前回調査(H25)と比較すると、「認定こども園」は53.5^{ポイント}高く、「保育所」は49.8^{ポイント}低くなっています。

利用したい事業は、「認定こども園」(56.1%)が最も高く、次いで「保育園」(46.4%)となっています。前回調査(H25)と比較すると、「認定こども園」は39.9^{ポイント}高く、「保育所」は32.5^{ポイント}低くなっています。



(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(82.9%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(64.6%)となっています。前回調査(H25)と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」で3.7^{ポイント}高くなっています。

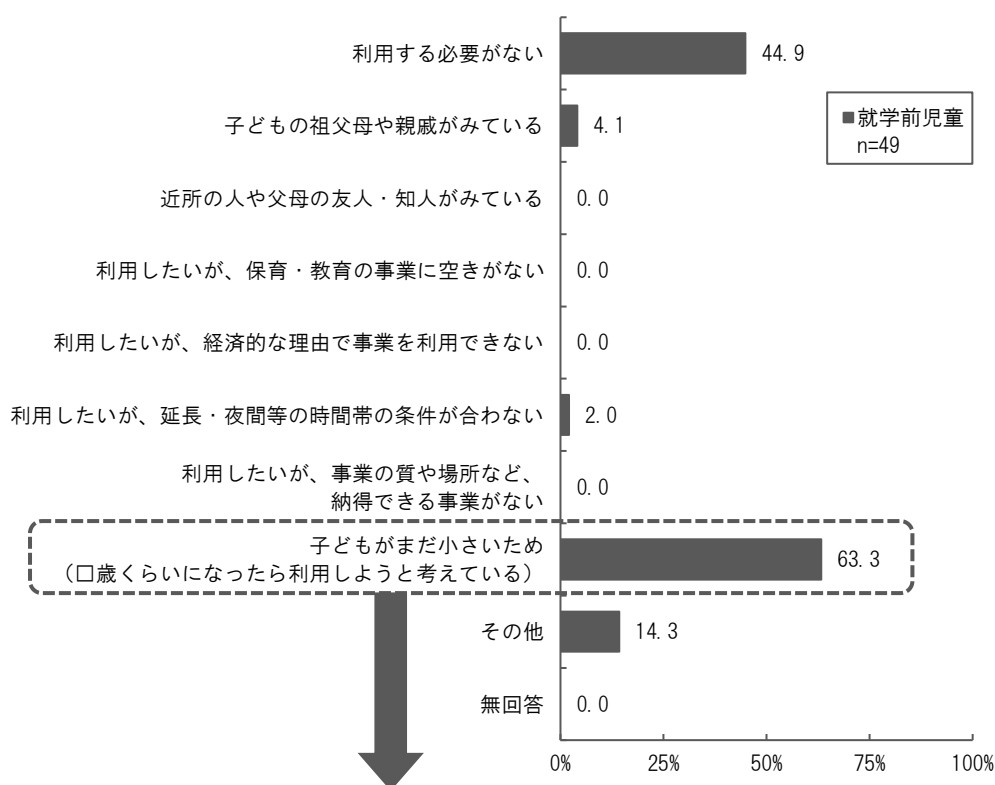


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



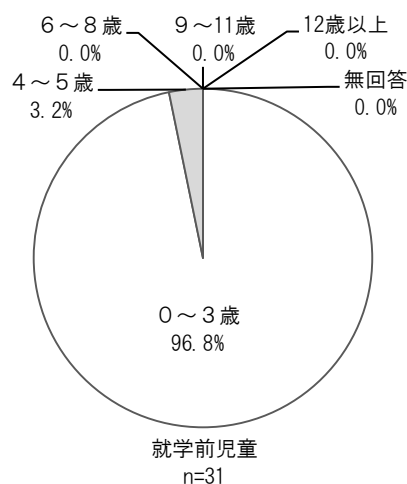
平日に教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(63.3%)が最も高く、次いで「利用する必要がない」(44.9%)となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方の大半が「0～3歳」で利用したいと考えています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢

《H30 調査》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



5 施策の進捗評価

東北町子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本方針と23施策117事業により構成されています。

その進捗評価をみると、目標達成できた53事業（45.3%）、推進できた42事業（35.9%）、実施中である19事業（16.2%）、見直しが必要な1事業（0.9%）、未実施2事業（1.7%）という結果となりました。

未実施となった事業は、「基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備」の「(4)子どもを取り巻く有害環境対策」で1事業、「基本方針Ⅵ 子ども等の安全の確保」の「(2)犯罪等の被害から子どもを守るための活動」で1事業となっています。

また、見直しが必要な事業は、「基本方針1 地域における子育て支援サービス」の「(4)児童の健全育成」で1事業となっています。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進	実施中	要見直し	未実施
計画全体	117	53	42	19	1	2
基本方針Ⅰ 地域における子育て支援サービス	27	15	6	5	1	0
(1) 地域における子育て支援サービス	6	3	2	1	0	0
(2) 保育サービス	5	5	0	0	0	0
(3) 地域における子育ての支援	5	2	2	1	0	0
(4) 児童の健全育成	11	5	2	3	1	0
基本方針Ⅱ 母親と乳幼児の健康確保・増進	21	17	3	1	0	0
(1) 子どもや母親の健康の確保	10	8	2	0	0	0
(2) 食育	6	6	0	0	0	0
(3) 思春期保健対策	4	2	1	1	0	0
(4) 小児医療の充実	1	1	0	0	0	0
基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	24	5	11	7	0	1
(1) 次代の親の育成	5	2	0	3	0	0
(2) 学校の教育環境等の整備	11	0	10	1	0	0
(3) 家庭や地域の教育力	4	2	0	2	0	0
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策	4	1	1	1	0	1
基本方針Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	9	1	7	1	0	0
(1) 良質な住宅の確保	0	0	0	0	0	0
(2) 安全な道路交通環境の整備	3	1	2	0	0	0
(3) 安心して外出できる環境の整備	2	0	2	0	0	0
(4) 安心・安全なまちづくり	4	0	3	1	0	0
基本方針Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立支援	4	2	0	2	0	0
(1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し	1	0	0	1	0	0
(2) 仕事と子育ての両立の推進	3	2	0	1	0	0



基本方針Ⅵ 子ども等の安全の確保	11	4	4	2	0	1
(1) 交通安全の確保	6	3	3	0	0	0
(2) 犯罪等の被害から子どもを守るための活動	5	1	1	2	0	1
基本方針Ⅶ 要保護児童への対応	21	9	11	1	0	0
(1) 児童虐待防止対策	4	1	3	0	0	0
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	6	3	2	1	0	0
(3) 障がい児施策	11	5	6	0	0	0

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「東北町第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は88.8%、「利用していない」保護者は9.3%となっています。利用していない理由としては、子どもがまだ小さいため（口歳くらいになったら利用しようと考えている）（63.3%）が最も多く、そのうち利用を希望する子供の年齢として全員が「0～3歳」までには預けることを希望しています。

利用している保護者のうち、「認定こども園」の利用は53.7%、「認可保育所」は43.5%となっていますが、保護者が希望する事業は「認定こども園」（56.1%）、「認可保育所」（46.4%）、「幼稚園」（8.3%）、「ファミリーサポートセンター」（6.3%）、「幼稚園の預かり保育」（4.9%）となっており、いずれも実際の利用状況よりも利用希望の方が高い状況です。現在の未利用者が利用できるような条件等の再確認を行い、教育・保育事業の利用につなげることが必要になるとともに、幼児教育・保育の無償化による影響も考慮した、教育・保育事業量の確保が必要となります。また保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の保護者の9割は子育てに関して周囲から協力者を得られる状況ですが、祖父母等の親族や友人・知人にみてもらえるケースでも、そのうちの約2～3割が「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。また、気軽に相談できる相手の有無をみると、相手が「いる／ある」が89.6%を占めていますが、公的機関が設置している相談窓口（相手）の状況をみると、「保健センター」（8.0%）、「子育て



て支援施設」(4.7%)、「東北町役場福祉課児童福祉係」(0.6%)は相談頻度が低い状況です。個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、公的な相談機関を活用してもらえよう、周知徹底・普及、相談体制の整備について再検討する必要があります。

課題3 放課後子ども教室の充実

放課後の過ごし方について、「放課後子ども教室」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の期間の利用は就学前児童で72.7%、小学生で76.5%となっています。小学校高学年の期間では、就学前児童で42.4%、小学校で41.0%となり、子どもの放課後の安全な過ごし方として、一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

課題4 地域子育て支援事業の周知・整備

子育て支援事業の周知度をみると、「保健センターの情報・相談事業」(67.2%)、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(63.4%)が上位を占めている一方で、「教育相談センター・教育相談室」(28.8%)、「家庭教育に関する学級・講座」(18.0%)の周知度は低い状況です。今後の利用希望が高い事業は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(44.3%)、「保健センターの情報・相談事業」(42.6%)、「町発行広報誌に記載している『子育て支援情報』」(41.7%)となり、ともに4割以上となっており、子育て支援事業の利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、保護者には利用勧奨の取組が必要となります。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(65.3%)、「保険料免除」(40.9%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は70.7%、父親は2.1%となっています。また、平成25年度の前回調査と比較すると、母親は13.7^{ポイント}減少し、父親は0.3^{ポイント}の微増に留まっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は24.0%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「給与が減額される」を上位にあげています。以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善していく必要があります。また、父親の育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を進める必要があります。





第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

未来を創る子どもたち一人ひとりが、健やかに成長し、豊かな人間性や主体性を持ち、将来に夢を抱くことは誰もが願うことです。そのためには、子どもを持つ家庭が安心して子育てをすることができ、子育てに喜びを感じる環境がかかせません。社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことで、子どもたちがこれからの社会を支える一員として自立した大人へと成長していくことを目指します。

今期も第一期計画の基本理念を継承し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を行い、加えて、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

みどりの大地と小川原湖に彩られた環境の中
子どもが健やかに育つ・いのち輝くまち・とうほく

2 計画の基本目標

町の施策は、親子（自助）・地域（共助）・行政（公助）の視点から、以下のとおり具体的な施策方針として展開していきます。

基本目標1 地域における子育て支援サービス

基本目標2 母親と乳幼児の健康確保・増進

基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童への対応

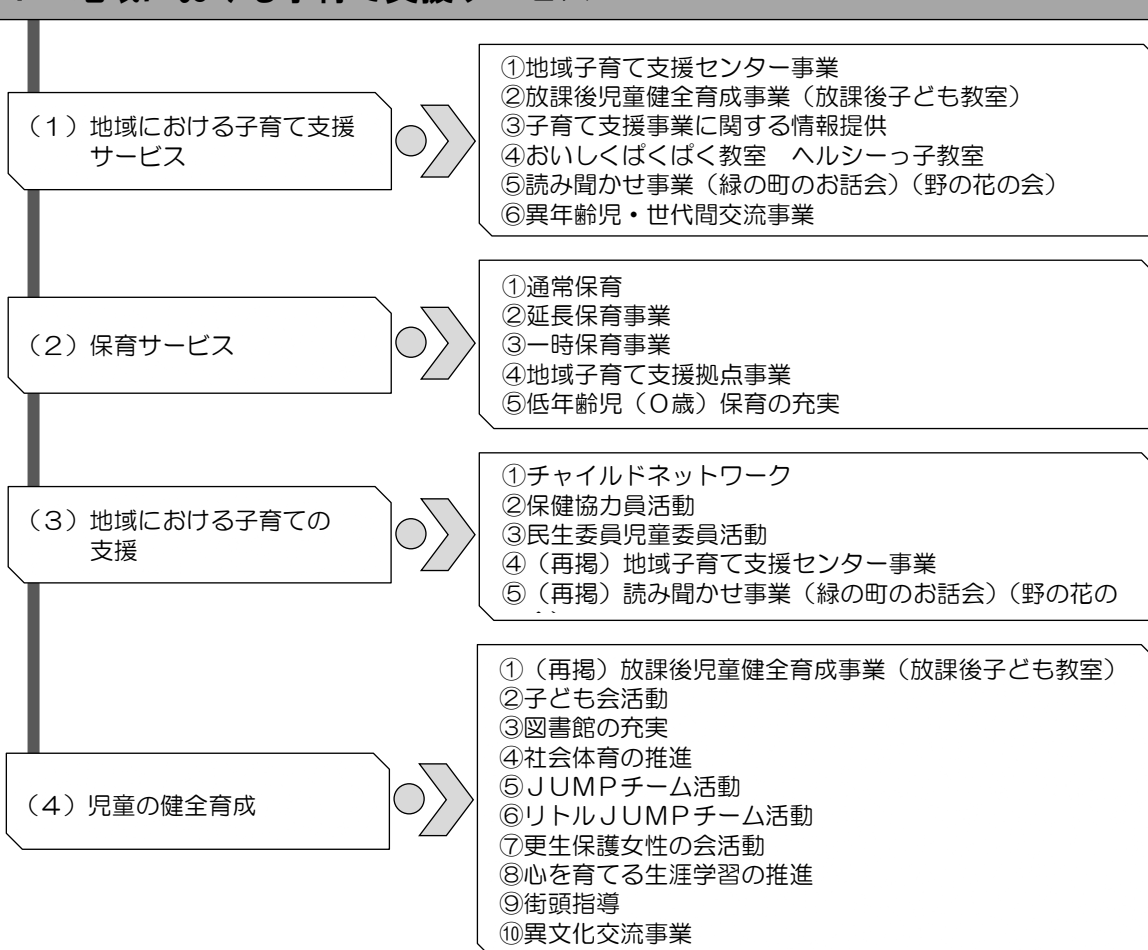




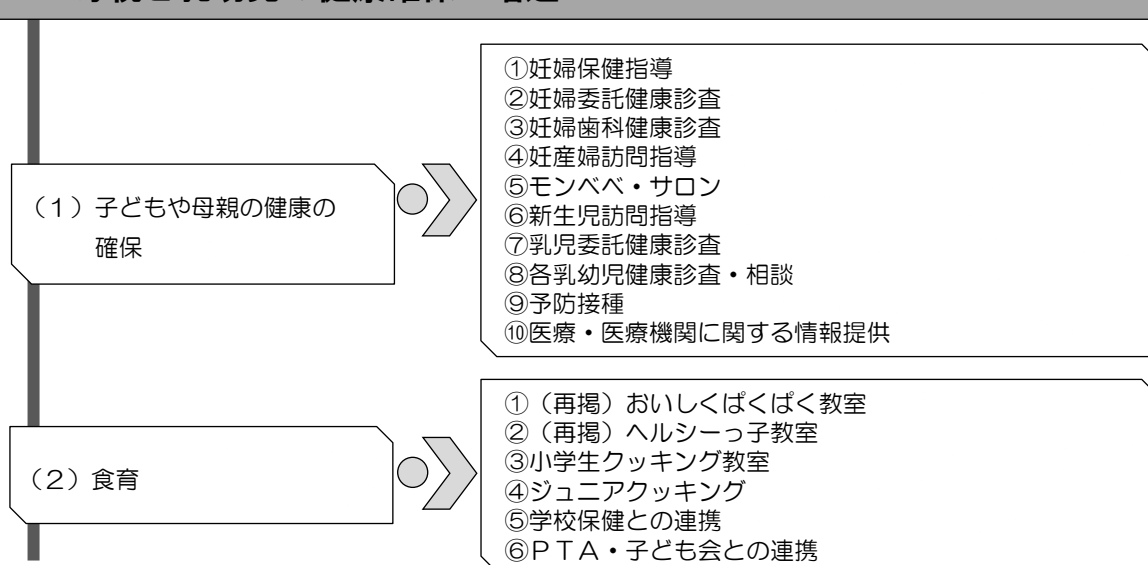
3 施策の体系図

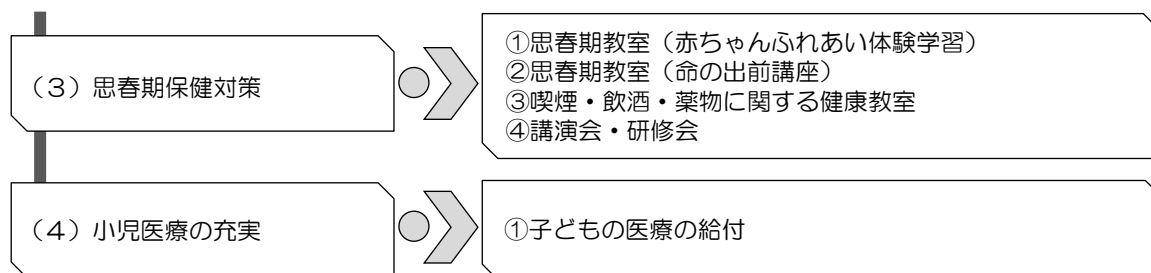
みどりの大地と小川原湖に彩られた環境の中
子どもが健やかに育つ・いのち輝くまち・とうほく

1 地域における子育て支援サービス

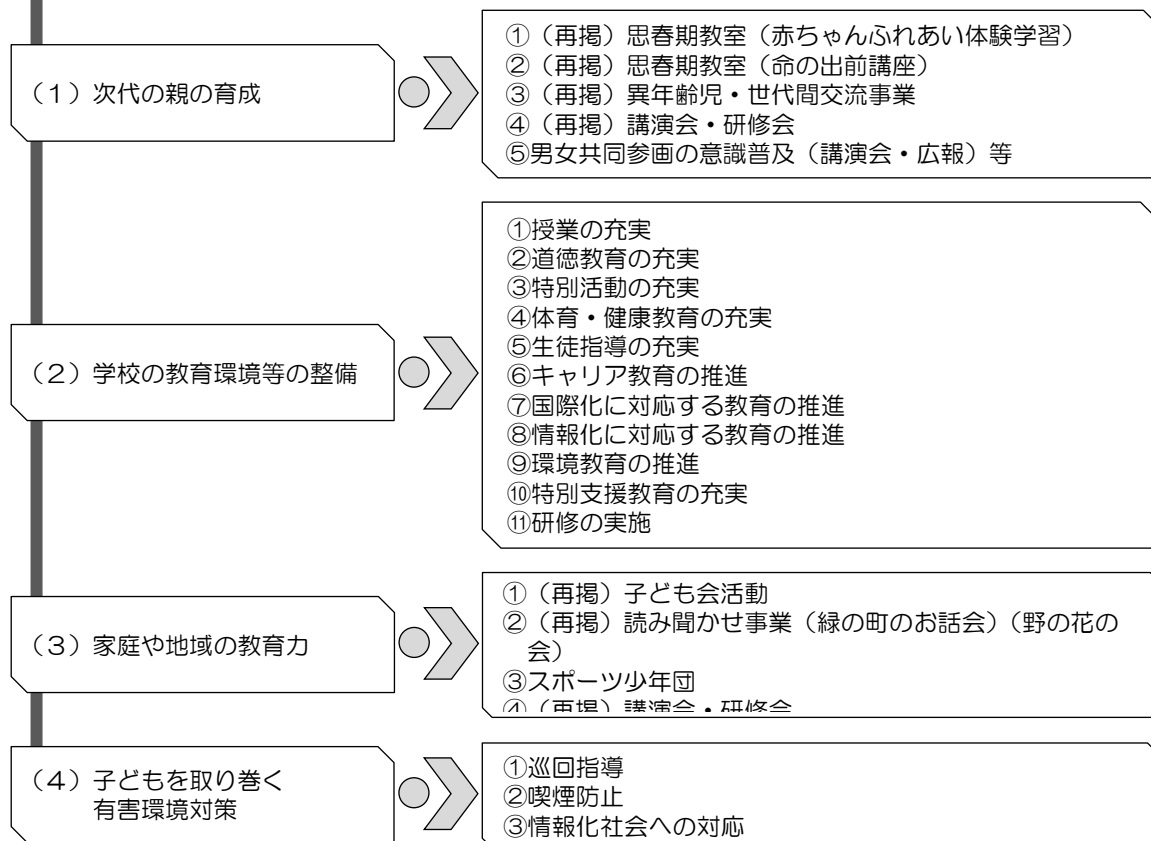


2 母親と乳幼児の健康確保・増進

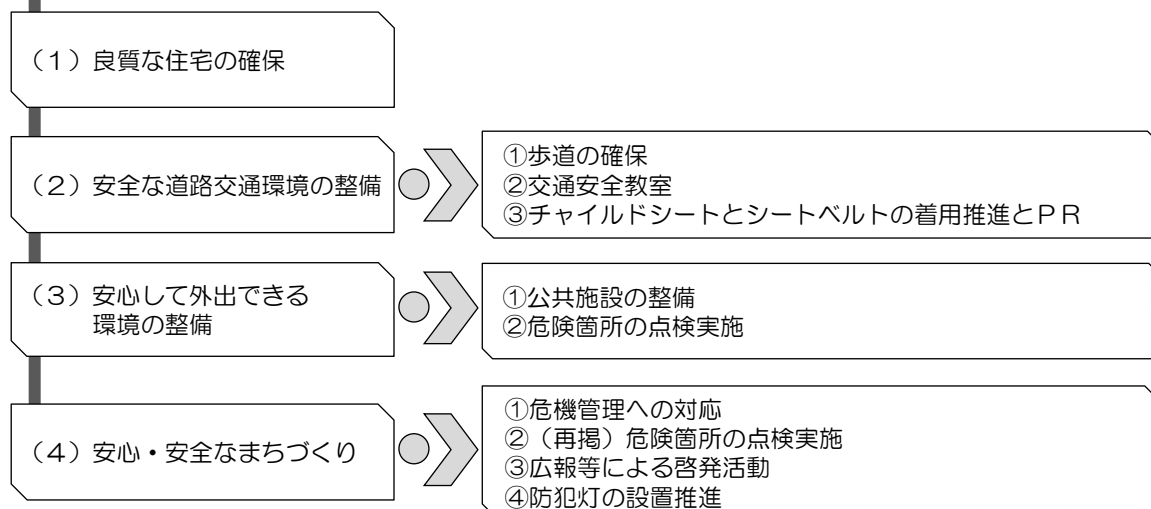




3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備



4 子育てを支援する生活環境の整備





5 職業生活と家庭生活との両立支援

(1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

①男女共同参画の普及

(2) 仕事と子育ての両立の推進

①保育サービス
②(再掲)放課後児童健全育成事業(放課後子ども教室)
③(再掲)男女共同参画の普及

6 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全の確保

①(再掲)歩道の確保
②(再掲)交通安全教室
③(再掲)チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR
④新入学時の街頭指導

(2) 犯罪等の被害から子どもを守るための活動

①(再掲)喫煙防止
②(再掲)情報化社会への対応
③パトロール活動
④子ども110番の家

7 要保護児童への対応

(1) 児童虐待防止対策

①児童相談窓口
②要保護児童対策協議会
③民生児童委員連絡協議会
④関係機関との定期的な情報交換会

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

①ひとり親家庭医療費助成事業
②児童扶養手当
③遺児援護対策費
④(再掲)保育所 放課後児童健全育成事業
⑤相談体制の充実
⑥支援内容の情報提供

(2) 障がい児施策

①早期発見(療育相談)(1歳6か月・3歳児精密健康診査)(ことばの相談)
②5歳児健診事後指導教室・スキップ教室・プレイルーム
③ニーズの把握
④各種障がい者手帳
⑤障がい福祉サービス
⑥住宅サービスの充実
⑦ことばの教室
⑧ことばと聞こえの教室及び肢体不自由児施設等通級
⑨療育医療・育成医療
⑩特別児童扶養手当 障がい児福祉手当
⑪(再掲)関係機関との定期的な情報交換会

